

# 山口県優良建設工事表彰制度の改正について

## ～ お知らせ ～

令和 6 年 3 月  
山 口 県

県内建設業者及び技術者の施工技術の向上並びに工事の適正な施工の確保を図ることなどを目的として、優良建設工事を表彰する制度を導入しているところですが、就業者数の減少等の課題への対応として、担い手の確保・育成を図る観点から、下記のとおり制度改正を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 改正内容

表彰対象工事となる請負金額を変更

とび・土工・コンクリート工事及び舗装工事は表彰対象工事となる請負金額を 1, 000 万円以上とする。

山口県優良建設工事表彰要綱第 2 条(1)

現行	改正後
山口県（知事部局又は企業局）が発注した工事で、請負金額が 2, 500 万円（災害復旧工事は 500 万円、建築一式工事は 5, 000 万円）以上のものであること。	山口県（知事部局又は企業局）が発注した工事で、請負金額が 2, 500 万円（建築一式工事は 5, 000 万円、 <u>とび・土工・コンクリート工事及び舗装工事は 1, 000 万円</u> ）以上のものであること。 ただし、山口県（知事部局又は企業局）が発注した災害復旧工事は、請負金額が 500 万円以上のものであること。

#### 2 適用

令和 6 年度表彰（令和 5 年度完成工事）から適用する。

#### 3 その他

詳細は、「山口県優良建設工事表彰要綱」を参照してください。

《山口県技術管理課ウェブサイト》

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23458.html>)